

茨城県肥料価格高騰緊急支援金交付要綱の運用について

制定 令和5年2月21日
一部改正 令和5年8月22日
一部改正 令和5年10月4日

第1 以下に掲げる場合においては、要綱第7条（4）及び第14条の規定に基づき、県は申請者に対して以下の証拠書類の追加提出を求めるものとする。

		必要書類
1	申請者の同一の経営体に属する者（家族）の口座への支援金の振込を希望する場合	両者が同一経営体もしくは家族関係にあることが証明できる書類（例：住民票の写し、税務申告の写し等）
2	国事業の申請者名義と県事業の申請者名義が異なる場合（県事業の申請者本人が県事業の支給要件を有していないが、同一の経営体（家族）に支給要件を満たす者がいる場合など）	

第2 要綱第2条（2）及び要綱第6条の1に定める申請に必要な様式については、令和5年度に受付を実施する令和5年春肥分および令和4年秋肥申請漏れ分より別添のとおり改めるものとする。

第3 要綱別表第1に定める証拠書類について、令和4年秋肥分（令和5年2月～3月既受付分）で既に交付決定を受けた（本補助金を支給された）者については、手続きの簡略化のため添付不要とする。

付 則

この運用は、令和5年2月21日から施行する。

付 則

この運用は、令和5年8月22日から施行する。

付 則

この運用は、令和5年10月4日から施行する。